

## 6 移動支援

### 鉄道運賃の割引

身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方は次のとおり割引されます。

種類	区分	第1種	第1種・第2種	
		介護者と乗車 (単独では割引なし)	片道100kmを 超えて単独で乗車	12歳未満の方が 介護者と乗車
普通乗車券		本人、介護者とも5割引	5割引	
定期乗車券		//		介護者のみ5割引
回数乗車券・急行券		//		

- 利用方法 手帳を呈示して駅の窓口で購入してください。大人の第1種障害者と介護者が100km以内の乗車券を購入する場合は、自動販売機の小児用乗車券で代用できます。(改札で手帳を呈示してください。)
- 障害区分 第1種、第2種の区分は手帳に記載されています。(身体障害者は第1種がおおむね重度の方、第2種が中・軽度の方。知的障害者は第1種がA1、A2、第2種はB1、B2の方となります。)
- 私鉄等 上記はJRの割引内容です。私鉄等の割引については、各鉄道会社にお問い合わせください。

### バス運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者は次のとおり割引されます。

区 分	適 応 範 囲	割引率
普通乗車券	単独又は介護者とともに乗車する場合	5割引
定期乗車券	//	3割引

- 適用範囲 割引対象とする障害の種別、介護者の必要性の認定は、各会社（又は運転手）の判断によります。
- 利用方法 乗降車時に運転手に手帳を呈示し割引料金を支払ってください。
- その他 上記割引内容は、バス会社によって扱いが異なります。回数券の購入・使用方法、高速バスの割引についてなど、詳しくは各バス会社へお問い合わせください。

### タクシー運賃の割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者は、タクシー料金の割引があります。ただし、迎車回送料金、高速料金、駐車料金は除きます。  
(相乗りする場合も、障害者が乗車する区間については、割引対象となります。)

- 割引率 1割引
- 適用範囲 各タクシー会社へお問い合わせください。

- 利用方法
- 1 該当要件はタクシー会社ごとに異なるため、利用の際は事前にお問い合わせください。
  - 2 必ず乗車後すぐに、運転者へ手帳を呈示してください。  
\* 料金精算時では対応できないことがあります。

## 有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳または療育手帳所持者で次の要件に該当する場合、有料道路通行料金が割引になります。詳しくは申請時にお渡しする「有料道路における障害者割引制度のご案内」をご覧ください。

適 応 範 囲	障 害 区 分	自 動 車 の 範 囲	割引率
自ら運転する場合	全ての身体障害者 (第1種・第2種)	身障者本人またはその親族等が 所有する車	5割引
介護者運転の場合	第1種身体障害者 第1種知的障害者	障害者本人またはその親族等または 介護者が所有する車	

- 利用方法
- 下記受付窓口であらかじめ手帳に証明を受けてください。  
有料道路利用時に料金所で手帳を提示すると割引が適用されます。  
ETCを利用する場合は、手続き後約3週間前後で割引が適用されます。
- 利用制限
- \* 日本高速道路(株)、道路公社、自治体が管理する高速道路および一般有料道路以外は割引対象とならない場合がありますので、料金所でご確認ください。
  - \* 手帳に記載されている自動車登録番号のみの車両(1人1台に限る)が対象となります。
  - \* 車種や所有者等の要件があり、対象とならない場合があります。(商用車など)
- 注意事項
- 1 次のような場合には、通常の料金を支払うこととなりますのでご注意ください。
    - ① 本人運転のみ認められている場合で、本人が運転していない場合
    - ② 介護者の運転が認められている場合で、本人が乗車していない場合
    - ③ 手帳を提示しない場合
    - ④ 割引証に必要事項が記入されていない場合または記入事項が訂正されている場合
    - ⑤ レンタカー・借用車両等、手帳の記載と違う自動車で通行する場合
    - ⑥ 営業で利用されている自動車で通行する場合
  - 2 違反行為があった場合、割引が2年間停止となり割増金が徴収されます。
- 実施主体
- 各日本高速道路株式会社等
- 受付窓口
- 松本市役所  
 障害福祉課 電話34-3212 fax36-9119  
 こども福祉課 相談・支援担当 電話33-4767 fax36-9119  
 西部福祉課 電話92-3002 fax92-7112
- 持ち物
- \* 手帳、車検証、運転免許証(本人運転の場合)  
ETCご利用の場合は、上記に加えてETCカード(本人名義)及びETCの車載器の管理番号の記載のある書類(ETCセットアップ申込書・証明書等)をお持ちください。
  - \* 20歳未満でETCカードを登録する場合(第1種障害者に限る)  
20歳の誕生日までは親権者等の名義のETCカードを登録できます。ただし、20歳到達後、本人名義のETCカードへの切り替えが必要です。

## 国内線航空旅客運賃の割引

次の要件に該当する方は、航空運賃が次のとおり割引されます。

	割引対象者
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者が単独、または介護者とともに搭乗する場合	本人、及び介護者

- 対象空路 国内線定期航空路の区間  
(年齢制限や割引対象者など適用条件の詳細については航空会社ごとに取扱いが異なるため、各航空会社にお問い合わせください。)
- 利用方法 手帳を航空会社の窓口に呈示して購入してください。

## 福祉100円バス事業(パス券交付)(市の制度)

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳のいずれかをお持ちの方、難病の方は、福祉100円バス乗車パス券により松本市内のバス路線および上高地線電車を1乗車100円で乗車できます。

- 対象路線
  - \* 市内の生活バス路線（高速バス等を除く）
  - \* 上高地線電車（JR電車は使用できません）
  - \* 新島々以西のバス路線は、安曇、奈川地区管内の対象者のみ
- 利用方法
  - \* パス券を乗務員や駅員に提示して運賃を支払ってください。
  - \* 市内バス路線、上高地線電車は、100円で全路線乗車できます。
  - \* 市外バス路線は、市内区間は100円、市外区間は実費負担となります。
  - \* 介護者割引については、鉄道運賃、バス運賃割引のページをご参考ください。
- 注意事項
  - \* 対象者はパス券所持者のみです。介助者は100円になりません。
  - \* バスを利用する時は、必ず現金でお支払いください。（現金以外で支払う場合は、事業の対象となりません。）
- 窓 □ 松本市役所
  - 障害福祉課 電話34-3212 fax36-9119
  - こども福祉課 相談・支援担当 電話33-4767 fax36-9119
  - 西部福祉課 電話92-3002 fax92-7112
  - (70歳以上の方) 高齢福祉課 電話34-3214 fax34-3016
- 持ち物
  - \* 手帳、正面顔写真（縦3cm×横2.5cm）
  - \* 難病の方については、診断名のわかるもの（県から交付されている受給者証等）

## ☆ タクシー券の交付（市の制度）

次の要件に全て該当する方には、タクシー券を交付します。

- 要件
  - \* 身体障害者で下肢、体幹、視覚、内部障害の1、2級の方  
または、知的障害者でA1、A2の方  
上記以外でも対象障害が重複することにより該当する場合があります。
  - \* 前年の障害者本人の所得税額が21,000円以下であること。
  - \* 在宅者であること。
  - \* 自動車燃料費の助成と重複は不可。
- 交付内容
 

700円券を月2枚（各年度、最大24枚）交付します。  
じん臓障害で人工透析を導入している方は、月4枚（各年度、最大48枚）になります。
- 利用範囲
 

松本市内に事業所のあるタクシー会社  
（一部ご利用できない事業所があります。乗車時にご確認ください。）
- 窓口
 

松本市役所  
障害福祉課 電話34-3212 fax36-9119  
こども福祉課 相談・支援担当 電話33-4767 fax36-9119  
西部福祉課 電話92-3002 fax92-7112

## ☆ 自動車燃料費の助成（市の制度）

次の要件に全て該当する方には、自動車燃料費の助成を行います。

- 要件
  - \* 身体障害者で下肢、体幹、視覚、内部障害の1、2級の方  
または、知的障害者でA1、A2の方  
上記以外でも対象障害が重複することにより該当する場合があります。
  - \* 前年の障害者本人の所得税額が21,000円以下であること。
  - \* 在宅者であること。
  - \* 自動車税、軽自動車税の減免を受けていること。
  - \* タクシー券との重複は不可
- 助成内容
 

月額 1,400円（各年度16,800円を限度）を助成します。
- 窓口
 

松本市役所  
障害福祉課 電話34-3212 fax36-9119  
こども福祉課 相談・支援担当 電話33-4767 fax36-9119  
西部福祉課 電話92-3002 fax92-7112
- 持ち物
 

請求時に、手帳、印鑑、預金通帳、燃料の領収書等が必要となります。

## リフト付自動車の貸出（福祉自動車貸出事業）

身体障害者（児）で下肢に障害がある方等に、市社会福祉協議会でリフト付自動車の貸出を行っています。

- 対象者
 

松本市在住の方で、リフト付自動車の利用が必要な方

- 貸出内容 \* 1回2泊3日を限度に1ヶ月3回まで貸し出します。(事前に申込手続き必要)  
\* ガソリン代等は実費負担となります。
- \* 自動車利用中の事故については、利用者の過失により破損等をさせた時は自己負担となりますので、ご注意ください。
- 車両種類 ①松本市社会福祉協議会(総合社会福祉センター内)  
軽自動車1台・普通車2台(全車とも車いす1台積載タイプ)  
②松本市社会福祉協議会 西部地区センター  
軽自動車2台(全車とも車いす1台積載タイプ)
- 窓 □ ①松本市社会福祉協議会 地域福祉課  
電話27-3381 fax27-2239  
②松本市社会福祉協議会 西部地区センター  
電話91-2030 fax91-2032  
(事前に、電話で予約・手続き方法等をご確認ください)

☆	<b>自動車改造費の助成</b>	地域生活支援事業
---	------------------	----------

(注)改造前に必ずご相談ください。改造前、改造後の6か月以内の申請が必要です。  
(手帳、印鑑、運転免許証、車検証、改造にかかる見積書、カタログ、改造前の写真等が必要となります)

重度の肢体不自由者が自動車を取得し、その自動車を改造する場合に助成します。

- 要件 \* 身体障害者手帳1、2級の方  
\* 自ら所有し運転する自動車の手動装置等(操作系のみ)の一部を改造することにより社会参加が見込まれる者  
\* 前年の所得税課税所得金額が、当該年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者
- 助成額 改造にかかった費用(ただし、10万円を限度とする。)
- 注意事項 \* 該当部品であったとしても、工場出荷時オプションは補助対象外となります。  
\* 補助申請は、1車両につき1回のみとなります。  
\* 当年度の予算の執行状態により補助金の交付が受けられない場合があります。  
\* 事業完了後改造後の写真、支払後の領収証、見積書の原本等が必要です。
- 窓 □ 松本市役所  
障害福祉課 電話34-3212 fax36-9119  
西部福祉課 電話92-3002 fax92-7112

☆	<b>自動車運転免許取得の助成</b>	地域生活支援事業
---	---------------------	----------

(注)教習所申込前に必ずご相談ください。  
(手帳、印鑑、予備適性検査結果通知書が必要となります)

自動車の運転免許を取得しようとする聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能、肢体不自由の障害者で次の要件を満たす方に、取得費の一部が助成されます。

- 要件 前年の所得税額が8万円以下の世帯に属する者
- 助成額 取得費の2/3(ただし、10万円を限度とする。)
- 注意事項 当年度の予算の執行状態により補助金の交付が受けられない場合があります。

- その他 予備適正検査については、長野県警察本部中南信運転免許センター（塩尻市宗賀）電話53-6611 fax54-0600(fax専用)へお問い合わせください。
- 窓 □ 松本市役所  
 障害福祉課 電話34-3212 fax36-9119  
 西部福祉課 電話92-3002 fax92-7112

### 信州パーキング・パーミット(障がい者等用駐車場利用証)制度

障害者等用駐車区画を適正利用できるように、障害者の方、高齢者の方、妊産婦の方などに利用証(パーキング・パーミット)を交付します。利用証には有効期限があり更新が必要になります。

対象者	要件	利用証の有効期限
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者	障害の種別・程度によって基準があります。(※全ての障害者手帳所持者が該当するわけではありません。)	発行の日から5年以内
発達障害者	歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関、療養機関等が認めた者	発行の日から5年以内
難病患者	特定医療費(指定難病)受給者、特定疾患医療受給者、長野県特定疾病医療受給者、先天性血液凝固因子障害等医療受給者	発行の日から5年以内
高齢者	介護保険の要介護認定が要介護1以上の者	発行の日から2年以内
妊産婦	母子健康手帳の取得者(※産後は2歳未満の子どもを同伴する場合があります。)	母子健康手帳の取得から出産(分娩予定日)後2年の間
その他けが人又は病気等の者	けが又は病気等により歩行が困難であることが診断書等により確認できる者	医師の診断書等による必要期間内

松本市役所	電話番号	fax
障害福祉課	34-3212	36-9119
こども福祉課	33-4767	36-9119
高齢福祉課	34-3214	34-3016
西部福祉課	92-3002	92-7112
健康づくり課	34-3217	39-2523
南部保健センター	27-3455	27-3464
北部保健センター	38-7677	38-7678
中央保健センター	39-1119	39-1109
西部保健センター	92-8001	92-8006
松本保健福祉事務所	40-1913	40-1803

- 持ち物 障害等の分かる書類(障害者手帳、受給者証等)  
 ※代理人が申請される場合は、代理人の方の本人確認書類(運転免許証、保険証等)が上記書類に加えて必要になります。
- 郵送の場合 宛 先 長野県 地域福祉課 信州パーキング・パーミット制度担当  
 〒380-8570(住所記載不要)  
 提出書類 申請書  
 障害等の分かる書類(障害者手帳、受給者証等)の写し  
 返信用切手(140円)  
 電話 026-232-0053  
 fax 026-235-7172

## 駐車禁止規制の適用除外

障害者手帳の交付を受けている方に対して、駐車禁止除外標章が交付されます。

- 要件 手帳の障害等級・程度により要件等が定められております。詳しくは下記窓口にお問い合わせください。
- 窓口 □ 松本警察署 電話25-0110(代) fax26-7984
- 持ち物 手帳、印鑑、車検証、免許証

## 障害者の上高地車両進入許可

自力でバス、タクシーの利用ができない車いす利用の障害者等が、自家用車等で上高地バスターミナルまで乗り入れることを許可するものです。

- 要件 松本警察署へ出向いての、障害者本人状況確認による
- 窓口 □ 松本警察署 電話25-0110(代) fax26-7984
- 持ち物 手帳、印鑑、車検証

## ☆ 身体障害者補助犬の給付

盲導犬、介助犬、聴導犬が給付（無償貸与）されます。

- 要件 \* 18歳以上で、県内に1年以上居住している方  
\* 盲導犬 ⇒ 視覚障害1級の方  
\* 介助犬 ⇒ 肢体不自由2級以上の方  
\* 聴導犬 ⇒ 聴覚障害3級以上の方
- 訓練等 \* 補助犬と一緒に入所訓練を受ける必要があります。  
\* 補助犬の飼育に関する経費は、障害者負担となります。  
(補助犬には下記助成制度があります)
- 窓口 □ 松本市役所  
障害福祉課 電話34-3212 fax36-9119  
西部福祉課 電話92-3002 fax92-7112

## 身体障害者補助犬飼育助成事業（市の制度）

身体障害者補助犬の使用者に給付されます。

- 対象者 松本市在住の身体障害者補助犬の使用者
- 給付内容 飼育費：36,000円（3,000円×12カ月×1頭）を助成します。
- 窓口 □ 松本市役所  
障害福祉課 電話34-3212 fax36-9119  
西部福祉課 電話92-3002 fax92-7112

	<b>通所・通園等推進事業</b>
--	-------------------

心身障害児者施設に入所・通所している児者の保護者に対し、下記交通費の助成をします。

対 象 者	対 象 経 費	助 成 内 容
県内の心身障害児者施設に入所している市内に住所を有する者の保護者	帰省、面会時に利用する有料道路の通行料	1 / 2 (年額 40,000円が限度額)
県内の心身障害児施設又は心身障害児通所施設に入所・通所している児童の保護者	月4往復以上帰省、面会、通所等で利用した自家用車の燃料代	月額 2,000円を控除した額の 1 / 2
市内の1日知的障害者施設に通所している市内に住所を有する者の保護者	通所のため利用した公共交通機関の定期代又は自家用車燃料代	月額 2,000円を控除した額の 1 / 2 (月額 2,000円が限度額)

## ○ 必要書類

施設の証明書、有料道路利用時の領収書等が必要となります。  
詳しくは下記窓口にお問い合わせください。

## ○ 窓 口

松本市役所

障害福祉課 電話34-3212 fax36-9119

こども福祉課 相談・支援担当 電話33-4767 fax36-9119